

## 1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日、2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています

## 2 事業別損益の状況 添付〔資料1〕参照

## 3 使途等が制約された寄付金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです

内訳	期首残高	当期増減額	当期減少額	期末残高	備考
消費者団体活動促進費補助	0	88,000	88,000	0	全額を講演会・講座の企画運営事業、情報提供事業に使用

## 4 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

## (1) 事業費と管理費の区分方法

理事会及び総会に関するもの、事務局1名人件費、賃借料及びPC使用料等全体に係る費用を管理費として、それ以外の経費を事業費として区分

## (2) 賃借料、PC使用料の按分方法

- ・賃借料 非収益事業：収益（県委託）事業＝100：77.5で按分（平米数による）
- ・PC使用料 非収益事業：収益（県委託）事業＝2：5で按分（パソコンの台数による）

## (3) 差止請求事業と被害回復事業の按分について

印刷代、会議費、通信運搬費、報償費、事務用品費、旅費交通費について、  
差止請求：被害回復＝2：1（会議に要する時間）で按分

## (4) 収益（県委託）事業について

- ・埼玉県委託事業に係る経費はすべて事業費に計上。
- ・事業収入20,870,622円、受取利息84円、総額20,870,706円
 

事業収入の内訳	消費者被害防止サポーター活動推進事業	4,599,960円
	高齢者等見守り促進事業	11,621,445円
	インターネット適正広告推進事業	4,649,217円
- ・賃借料、PC使用料、委託料は、事業収入額により按分。
- ・当期における収益事業収入の合計 20,870,706円
- 経費支出の合計 15,858,092円
- 税引き前事業所得 5,012,614円
- 法人税等 1,129,700円
- 税引き後の当期正味財産増減額は 3,882,914円
- なお、当期における消費税額は 948,500円  
（消費税は活動計算書の事業費・租税公課に計上）

## (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式。

## 5 未収金の明細

埼玉県委託事業費のうちの一部 15,059,899円

## 6 雑収入の明細

（一社）エルピーガス振興センター懇談会出席謝金 11,000円  
国民生活センター教育研修熊本市講師派遣謝金 40,000円  
受取利息（令和2年度消費者庁委託事業用口座） 4円

## 7 前払費用の詳細

貴和設備に対する訴訟提起時の予納金（さいたま地方裁判所） 6,000円

以上